

令和6年8月28日

令和6年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和6年8月28日会議提出議案一覧表

議案第 10 号	令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）	・・・ 別冊
議案第 11 号	令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第 12 号	令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 13 号	鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 14 号	鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・ 4
議案第 15 号	鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について	・・・ 6
議案第 16 号	鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 8
議案第 17 号	令和5年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・ 10
議案第 18 号	三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	・・・ 11
認定第 1 号	令和5年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・ 13
認定第 2 号	令和5年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・ 14
報告第 5 号	令和5年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・ 15
報告第 6 号	令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 16
報告第 7 号	令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 17
報告第 8 号	令和5年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・ 18
報告第 9 号	一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について	・・・ 19

議案第 13 号

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

市の執行機関において庁内連携により利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」を「

1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくは

		その算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準を改めるため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 16 号

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

運動施設の利用促進を図るため、利用料金の還付に係る規定を見直すことから、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第12条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可の取消しの届出による利用料金の還付について適用する。

議案第 17 号

令和 5 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 4 1 7, 1 5 3, 8 4 1 円のうち、8 8, 8 7 1, 2 7 2 円を減債積立金に積み立て、8 0, 0 0 0, 0 0 0 円を建設改良積立金に積み立て、2 4 8, 2 8 2, 5 6 9 円を自己資本金に組み入れるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

議案第 18 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、議会の議決を得たく、本提案とするものである。

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 1 日三重県指令政策第 17－868 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

認定第 1 号

令和 5 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 令和 5 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 令和 5 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 令和 5 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 令和 5 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 令和 5 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 令和 5 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和 5 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく、本提案とするものである。

認定第 2 号

令和 5 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和 5 年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく、本提案とするものである。

報告第 5 号

令和 5 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 8 月 2 8 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 5 年度算定値	－	－	7 . 7	－
早期健全化基準	1 4 . 1 3	1 9 . 1 3	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	－

報告第 6 号

令和 5 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 8 月 28 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第 7 号

令和 5 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5
年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を
付けて報告する。

令和 6 年 8 月 28 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位: %)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道 事業特別会計	—	20.0

報告第 8 号

令和 5 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 8 月 28 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第 9 号

一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 8 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎